

# 岩岡の郷在宅支援診療所訪問リハビリステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千種会が設置する岩岡の郷在宅支援診療所訪問リハビリステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問リハビリテーションを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問リハビリテーションの提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問リハビリテーション指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問リハビリテーションの提供を行う。

2 ステーションは、訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「セラピスト等」という。）によってのみ訪問リハビリテーションを行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーションを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：岩岡の郷在宅支援診療所訪問リハビリステーション
- (2) 所在地：兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下656番地の2

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 理学療法士：1名  
作業療法士：1名  
言語聴覚士：1名  
訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリを担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日～31日を除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

(訪問リハビリテーションの利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問リハビリテーションの利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。  
但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問リハビリテーションの提供方法)

第8条 訪問リハビリテーションの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問リハビリテーション計画書を作成し訪問リハビリテーションを実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第9条 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

通院が困難なご利用者に対し、在宅にて理学療法士による専門的リハビリや、ご利用者の心身等の状況に応じての身体機能の維持・回復、又は減退を防止するための日常リハビリ訓練を実施する。

(利用料等)

第10条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 次条に定める通常業務の実施地域を越える場合の交通費実費

(通常業務を実施する地域)

第11条 ステーションが通常業務を行う地域は、神戸市西区、明石市とする。

(相談・苦情対応)

第12条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第13条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(附則)

この規程は、平成30年7月1日から施行する

この規程は、令和6年6月1日から施行する